

# 江戸時代庶民の法的知識・技術（一）

—飛騨国を中心に—

## 第一章 序論

### 第一節 先行研究の動向

### 第二節 研究の目的・対象

## 第二章 法的知識・技術の担い手

### 第一節 法律専門職的職業

#### 第一款 郷宿

##### 第一項 高山の郷宿

##### 第二項 飛騨国周辺地域の郷宿

#### 第二款 筆工

##### 第一項 高山の筆工

##### 第二項 郡上八幡の筆工・書役

### 第二節 その他の法的知識・技術の担い手

中舎 林太郎

## 第一款 商家の手代

第二款 町村役人などの有力百姓・町人（以上本号）

## 第一章 序論

## 第一節 先行研究の動向

江戸時代に法実務の担い手といえば、まず評定所留役や町奉行所与力、奥右筆などのいわゆる法曹的吏員が考えられよう<sup>(1)</sup>。しかし、これらの役人のみの力では江戸時代の行政・司法は円滑に機能しなかった。すなわち、公事宿や筆工あるいは非合法ではあるが公事師など庶民であって、職業上、法に関わる者たち、いわば法律専門職的職業に従事していた者が存在しており、彼らもまた法実務の担い手であった。法律専門職的職業に関する研究の中では、江戸の公事宿に関するものが最も進展しており、まずその動向について整理を行う。

公事宿に関して、初めて言及した研究は奥平昌洪氏の『日本弁護士史』である<sup>(2)</sup>。しかし、本書は公事宿について代言人制度創設以前の司法制度の一部としてわずかな説明を付しているのみであり<sup>(3)</sup>、法定内外での公事宿の具体的な活動を明らかにしたものとしては、中田薰氏の「徳川時代の民事裁判実録」<sup>(4)</sup>があげられる。同論文では、公事宿の白洲でのやり取りが具体的に書かれている点に特色がある。

瀧川政次郎氏は、公事宿及び非合法の公事師を主たるテーマとして一連の論文を発表した<sup>(5)</sup>。同研究においては、

「その事蹟、志操、その行動はまことに芳しいものではなかつた」などとする従来の見解に対し、訴訟手続が煩雑になつてくる江戸時代中期以降公事宿・公事師がなかつたならば「社会の秩序は破壊せられ、道義は地に墜ちたであろう」と彼らに対する肯定的な評価を示している。<sup>(6)</sup>

それまでの研究であまり明らかとなつていなかつた江戸宿の組織などの制度史は、南和男氏<sup>(8)</sup>の研究により進展した。南氏はまず、江戸宿の成立を明らかにし、差紙の送達、目安などの作成と差添、宿預、出火駆付、尋者穿鑿といった公事宿の活動および株仲間としての公事宿などについて明らかにした。

また、服藤弘司氏は、史料「江戸宿公用留」<sup>(9)</sup>を紹介し、従来の研究では、裁判制度や裁判実態、当時の百姓の公事訴訟に抱く考え方などと公事宿との関連について不十分であったことを論じた。<sup>(10)</sup>

このように公事宿の制度史的な側面に関する研究は、進展していくのに對し、彼らの活動の実態については、中田氏の研究以降、あまり明らかにされてこなかつた。この点について研究を大きく進めたのが、茎田佳寿子氏の論文「村方出入と名主越訴一件」<sup>(11)</sup>である。茎田氏は、越訴を「緊急性を示す、重要且つ有効な訴訟技術」<sup>(12)</sup>としてとらえ、出羽国村山郡新町一件の史料を用いて、「違法性を含むが、法の範囲内での行為であることを印象づける」手段や「幕府法体系に「含まれ」あるいはこれと「矛盾しない」という形式を取りつつ、法による裁決を求め」<sup>(13)</sup>ための池田屋の指導が紹介されている。このように同研究においては実際の事例に即して、越訴の一形態たる駕籠訴の中で江戸宿池田屋が果たした役割が描かれている。

この茎田氏の研究以降、公事宿に関連する研究はいくつかの角度から検討が進められていく。

まず、第一に、「御用の宿」としての公事宿研究がある。塚田孝氏は、平松義郎氏によってその存在が指摘された穢多頭彈左衛門支配下浅草新町の公事宿について研究を行つた。<sup>(16)</sup>その中で、塚田氏は、新町宿は「年始礼や公事

出入りを中心とする様々な「御用」の宿」として、「賤民組織の秩序を維持することを第一に重視する」性格を有する弾左衛門支配に不可欠の存在であったとする。また、「弾左衛門の有する手限吟味権を実現し、裁判権を行使することを可能にし」、町奉行所においても「百姓の公事宿と機能的にはほぼ対等な立場で事にあたった」と結論付ける。

その視点は、保谷七緒美氏に引き継がれる。<sup>(17)</sup> 保谷氏は公事出入や訴訟において公事宿が果たす役割は、「いずれも御用もしくは御用の延長」であつて、その位置づけとしては「弁護士というよりもむしろ支配組織の末端」であると述べる。そして、公事宿は公事訴訟のみをおこなっていたわけではなく、「御用の宿」としての機能を有していたことが明らかにされている。出羽<sup>(18)</sup>、下野<sup>(19)</sup>、信濃<sup>(20)</sup>、備中<sup>(21)</sup>、石見<sup>(22)</sup>など各地の郷宿に関する諸研究も、おおむね「御用の宿」としてこれを位置付けているように思われる。

これに対し、坂本忠久氏は、公事宿が行政的な機能を果たしていたことは認めたうえで、江戸宿に関して、江戸の町人同士での出入や町人による訴願の場面では、町役人に重要な機能が付与されていたため、村方における公事宿に比べ、その機能が制限されていたと結論付けた。<sup>(23)</sup>

岩城卓二氏は、御用を務める商人である用達を宿の機能を備えた御用宿としての側面から研究した。<sup>(24)</sup> そして、両者を兼任する者も多かったことを明らかにし、そして、「用達・郷宿もいわゆる中間支配機構の一員であり、町奉行所・個別領主と村・百姓を媒介する存在であった」としている。岩城氏の諸研究では、従来の研究では必ずしも注目されなかつた村と用達・郷宿との関係について触れられており、彼らが訴願の際に関与することで円滑な支配が可能になったとする。

第二に、公事宿の系譜に連なる代言人・代書人の研究がある。<sup>(25)</sup> 吉田正志氏は、明治初年の代書人・代言人の活動

実態を解明しようとした。<sup>④</sup>そして、代書人・代言人の資格の不必要性、法廷外での刑事事件への関与などを根拠として、公事宿と代言人・代書人の関連について論じている。さらに、「明治初年の代書人・代言人の多くが江戸時代の公事宿・郷宿の系譜を引く者であったことを前提とすると、代言人よりも代書人こそが法廷外の諸活動を指導した」と捉え、「代言人の活動の場が民事事件に限られていたのに比べ、代書人のそれは民事・刑事・行政全般に亘っていたといえ、当時の代書人の役割の重要性が理解できよう」と、明治初期に代書人が果たした役割を強調している。

また、橋本誠一氏は「法曹資格を持つていないにもかかわらず、対価・報酬等の利益を得ることを目的に、業として訴訟代理・法律事務・弁護士紹介・紛争解決・債権回収等の行為をおこなう者」<sup>⑤</sup>である「非弁護士」という概念を提示した。その上でその歴史的系譜を検討しており、「当時の裁判所の運営システム、そこに関わる代言人・代理人の活動ぶりは、近世における奉行所と公事師・公事宿のそれをほぼ踏襲した」<sup>⑥</sup>ものの、「郷宿が担っていた訴訟支援機能は、新しく登場した人々（代言人・代理人等）によって代替されたのではないか」と主張する。

第三に、村方騒動の指導者ないしは支援者としての公事宿研究<sup>⑦</sup>がある。青木美智男氏は、公事宿の「能力が農民のたたかいに發揮されれば、農民たちにとってそれは極めて大きな味方となつた」と公事宿の存在を評価している。また、江戸堀江町二丁目萬屋七兵衛が、佐渡国で寛延三年（一七五〇）に起こった一揆の際、江戸に上ってきた百姓の総代に、この年の正月から強訴が禁止になつたこと、訴えが受理されるためには要求事項が多いことが必要であることなどを教授していることなどが、田中圭一氏の研究により明らかとなつている。<sup>⑧</sup>

最後に村方の寺子屋教育と公事宿との関わりという視点からの研究がある。八鍬友広氏は、村役人は訴訟業務に關し少なくとも最低限の知識を有していることが必要不可欠であったことを指摘し、「過去に起こつた訴訟に関する

る訴状やその他の文書類を保管しておくことはもちろん、将来において参考になりそうな訴状を修正して訴状文例集を作成したりした<sup>(44)</sup>」と述べる。そして、信濃・越後の国境紛争における越後国羽倉村側の訴状と信濃国森村側の返答書を一冊にした羽倉目安が「往来物としてのみならず訴状文例集としても流布<sup>(45)</sup>」し、訴訟実務への備えという眼目で教育に用いられたという点を強調している。これらは寺子屋での教育の一環として行われたが、訴訟に際しての法的知識を学ぶという点で法学教育としての側面も有していたといえよう。

また、八鍬氏は十七世紀末から十八世紀前半ごろに公事宿が各地で整備されるようになると、訴訟についてのノウハウもそこに蓄積されるようになつたと考える<sup>(46)</sup>。そして越後・佐渡の事例を元に、村方は「訴訟に関する知識や情報を独自に蓄積するのみでなく、こうした公事宿や郷宿との関係によって、体系化された知識・情報を利用するようになっていった<sup>(47)</sup>」と述べる。そのような状況の中で、郷宿と村方の関係については「おおむね村方主導で結ばれており、また村方は訴訟を全面的に郷宿に依存しているわけではなく、独自の力量を保持しつつ、訴訟を一層有利に進めていくために郷宿を積極的に利用していくようになった<sup>(48)</sup>」と規定する。そして、その際に用いられる訴訟教材として寺子屋の教科書に含まれる訴状文例や訴状難形集があり、それらは「いずれも、『訴願する実力』を高めるための文化伝達を意図<sup>(49)</sup>」していたとするのである。

## 第二節 研究の目的・対象

前節では、先行研究の動向をまとめてきたが、そこには未だ検討すべき問題が残されているように思われる。第一には、江戸時代の法の実務に携わったのは法曹的吏員および法律専門職的職業に従事する者のみだったのか、と

いう問題がある。この点に関しては、すでに先行研究により、村役人層が願書用例集などを教材として学んだことが指摘されている<sup>⑤)</sup>。町村役人層が法に関わる機会が多いことは確かであるが、それ以外にも、例えば商人が訴訟当事者として、自ら法的知識・技術を用いる場合もあった。

第二に、法律専門職的職業に従事する者が用いた法的知識・技術の具体的な内容はどのようなものであったのか、という問題がある。確かに中田氏や茎田氏の研究などによって、公事宿が訴訟に際してどのような活動をしていったかは明らかになってきているが、これらの研究は個別的な事例の紹介であり、法的知識・技術のあり方という観点から整理されて論じられたものではなかった。また、文書主義の観点からの研究もあるが、これらも同様に法的知識・技術の具体的な内容についてはあまり論じていない。

第三に、それらの法的知識・技術がいかにして習得・伝達・蓄積されていったのかについては、従来ほとんど研究されておらず、法律専門職的職業の存在形態や職務などが個別に検討されるにとどまる傾向にあつたようだと思われるが、近世社会において彼らの法的知識・技術は相互に無関係に成り立っていたのであるうか。

右のような問題関心に基づき、本稿では公事宿のみならずそれ以外の法律専門職的職業に従事する者、更には町村役人や商人について、その法的知識・技術を可能な限り具体的に明らかにすることを試み、対象地域として飛騨国およびその周辺地域を取り上げることとする。

飛騨国は、金森氏が元禄五年（一六九二）出羽国村山郡上之山へ転封を命ぜられた<sup>⑥)</sup>後、一国全体が御料地とされた幕府にとって重要な土地であった。この転封は、幕府が飛騨の鉱山・林産資源を確保するために実施されたと考えられている<sup>⑦)</sup>。以後、幕末まで高山陣屋にて飛騨代官・郡代による支配が行われた。特に、陣屋の置かれた飛騨国を中心都市高山は、行政事項の伝達や街道などを通じての商業取引などにより様々な地域との行政的・経済的なつ

ながりを持っていた。

美濃国下川辺村は当初旗本大嶋氏の所領であったが、御料地として支配された。享保二年（一七二六）に飛騨代官の支配が加茂・郡上・恵那郡に及ぶと、幕府の出先機関は従来の肥田瀬村から上川辺村に移転となつた。<sup>54)</sup>しかし、不便さから郡内村々の嘆願もあり、享保一四年（一七二九）には下川辺村に役所が移転され、万延元年（一八六〇）までその支配は続く。<sup>55)</sup>それ以降は笠松陣屋の所管とされた。笠松陣屋は、以前は岐阜山鞠屋町裏、米屋町、可児郡徳野村に陣屋が置かれていたが、徳野村は地理不便であつたため、以前設置された休憩所に徳野陣屋の門・玄関・書院などを移動して設置された。<sup>56)</sup>下川辺村からは高山陣屋に比して近いため、下川辺村周辺の紛争解決の際には笠松の郷宿が関与している例もみられた。さらに郡上藩の城下町として設置された八幡町とも益田街道を利用し、取引が盛んに行われていた。

また、飛騨国と越中国を結ぶ越中街道<sup>57)</sup>は、日本海側地域だけではなく、上方からの物資も送る重要な交通路であった。<sup>58)</sup>越中街道を通じ、米・塩など種々の取引が越中国との間で盛んに行われ、高山の商人が富山において紛争当事者になる例もしばしば見ることが出来る。特に越中中街道と東街道の分岐点に位置した船津では、何軒かの豪商が成長し、その中には富山藩への大名貸しを行う者も存在した。<sup>59)</sup>

このように、飛騨国では、周辺地域との流通が高山を中心として行われ、法律専門職的職業に従事する者の活動する機会は多かった。また安永六年（一七七七）、第十二代高山代官であった大原彦四郎紹正が郡代に昇進し、関東郡代、美濃郡代、西国郡代にならぶ地位につき、さらにその重要性が高まつた飛騨国であるが、この地方における法律専門職的職業に関する先行研究はそれほど多く見られない。

高山の郷宿に関する文献でまず参考にされるのは、『高山市史 上巻』<sup>60)</sup>である。本研究は「高山町会所日記」<sup>61)</sup>な

どを中心として宿屋の章を設け、高山の郷宿の制度的側面を略述している。また、日置弥三郎氏は『高山市史』や『飛騨国大野郡史 中巻』に収録されている史料に基づいて、近世高山の宿屋を紹介するなかで郷宿の活動やその変遷についても言及している。

また、飛騨国の郷宿ではないが、隣国である美濃国郡上藩の宝暦騒動に関連して公事宿の活動に言及したものとして、高橋英雄氏の研究<sup>63</sup>がある。この中では江戸の公事宿と共に、公事師的な活動を行い、訴訟の指導を行った者として医師の島村良仙の活動について紹介がなされている。

飛騨国の筆工については富善一敏氏がその制度や料金、テリトリリー、そして村々との関係について研究している。<sup>64</sup> 同研究は、現時点での高山の筆工に関する唯一の研究であり、『岐阜県教育史』<sup>65</sup> の記述も基本的にこれに負っている。職業的に代書を行う者は高山のみならず、郡上八幡にも存在していた。これに関し、はじめて言及したのは、『郡上郡史』<sup>66</sup> であると思われるが、その中では代書を業とする「かき屋」が四人存在したとあり、『郡上八幡町史』<sup>67</sup> もこれを踏襲している。これに対し『岐阜県教育史』では、その職務内容などもう少し詳しい説明が含まれている。彼ら飛騨国及びその周辺地域の法的知識・技術の担い手についての制度的な沿革および具体的活動については次章より検討することとする。

### 注

- (1) 平松義郎『江戸の罪と罰』(平凡社、一九八八年)、二〇〇~二三二頁(同論文の初出は『岩波講座日本歴史』一二、岩波書店、一九七六年)。なお、本稿における史料・文献の引用に際して、漢字・変体仮名などはおおむね現行通用のものに改めた。また、史料には、適宜句点をつけている。

- (2) 奥平昌洪『日本弁護士史』(巖南堂書店、一九一四年)。
- (3) 同前、一〇一九頁。同書の他にも、大阪弁護士会編『大阪弁護士史稿 上』(大阪弁護士会、一九三七年)、東京弁護士会編『弁護士史』(東京弁護士会、一九三九年)、日本弁護士連合会『日本弁護士沿革史』(日本弁護士連合会、一九五九年)などのように各地の弁護士史において公事宿についての言及を見ることが出来る。
- (4) 中田薰「徳川時代の民事裁判実録」(『法制史論集第三卷』所収、岩波書店、一九四三年)。
- (5) 瀧川政次郎「公事師と公事宿」(『自由と正義』二卷二号、一九五一年)、「馬喰町の公事宿」(『自由と正義』二卷三号、一九五一年)、「公事師馬越恭平翁のことども」(『自由と正義』一卷四号、一九五一年)、「公事師馬越恭平翁のことども」(『自由と正義』一卷五号、一九五一年)、「三百代言」(『自由と正義』一卷六号、一九五一年)、「江戸初期における公事師禁遏」(『自由と正義』一卷八号、一九五一年)、「弁護官」(『自由と正義』一卷七号、一九五一年)、「日本弁護士史素描」(『自由と正義』二卷一〇号、一九五一年)、「川柳にあらわれた馬喰町の公事宿」(『自由と正義』一卷一号、一九六〇年)。後にこれらの論文の一部は、瀧川政次郎『弁護士前史 公事宿の研究』(早稲田大学比較法研究所、一九五九年)、瀧川政次郎『二条陣屋の研究』(早稲田大学比較法研究所、一九六二年)とあわせて、瀧川政次郎『公事師・公事宿の研究』(赤坂書店、一九八四年)、に収録される。
- (6) 東京弁護士会編前掲『弁護士史』、一二二頁。
- (7) 瀧川前掲『公事師・公事宿の研究』、一六七頁。
- (8) 南和男「江戸の公事宿」(『國學院雑誌』六八卷一号・二号、一九六七年)。後に南和男『幕末都市社会の研究』(塙書房、一九九九年)に収録される。
- (9) 服藤弘司『刑事法と民事法』(創文社、一九八三年)。
- (10) 服藤弘司『近世民事裁判と公事師』(大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』所収、有斐閣、一九八四年)、三三三六  
三三七頁。

- (11) 茅田佳寿子「村方出入と名主越訴一件」（『明治大学刑事博物館年報』一二号、一九八一年）。この論文は後に茅田佳寿子『幕末日本の法意識』（巖南堂書店、一九八一年）に収録される。また、内済との関連において、茅田佳寿子「内済と公事宿」（『日本の社会史第五卷 裁判と規範』所収、岩波書店、一九八七年）、代言人成立の素地としての蘭学について茅田佳寿子「公事宿から代言人へ」（『日本歴史』四九一号、一九八九年）がある。
- (12) 茅田前掲、「幕末日本の法意識」、一七五頁。
- (13) 同前、一七七頁。
- (14) 同前、一七七頁。
- (15) 平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』、七二六頁。
- (16) 塚田孝「弾左衛門支配と新町宿」（『史學雑誌』九一卷七号、一九八三年）後に『身分制社会と市民社会—近世日本の法と社会』（柏書房、一九九二年）に収録される。
- (17) 同前、「弾左衛門支配と新町宿」五四頁。
- (18) 同前、六〇頁。
- (19) 同前、八七頁。
- (20) 同前、八六頁。
- (21) 保谷七緒美「江戸の宿仲間の基礎的研究—旅人の止宿をめぐる諸問題の分析から—」（『論集きんせい』一三号、一九九一年）。
- (22) 同前、一二頁。吉田正志氏も「仙台藩の御用宿」（藤田覚編『近世法の再検討』所収、山川出版社、二〇〇五年）九〇頁で「民事裁判支援は御用宿の果たす広範な行政諸機能の一部に過ぎないことが明らかになりつつある」と同様の見解を示している。
- (23) 同前、三五頁。

- (24) 本間勝喜「近世後期庄内藩預地の郷宿」(『東北公益文科大学総合研究論集』二巻、二〇〇一年)。
- (25) 竹末広美「日光宿の研究」(『歴史と文化』創刊号、一九九一年)。他にも、竹末広美『日光の司法』(『隨想舎』、二〇〇一年)、竹末広美「真岡・東郷陣屋と郷宿」(『鹿沼史林』三三号、一九九三年)、竹末広美「日光県下の郷宿」(『鹿沼史林』三四号、一九九四年)がある。
- (26) 尾崎行也「奥殿藩佐久領の割本と郷宿」(『信濃』一六巻八号、一九六四年)では、郷宿が代官と村役人の中間的存在であったと述べ、原滋「天領支配と郷宿—北信濃中野天領を中心に」(『信濃』二八巻三号、一九七六年)は内済の扱人としての郷宿を紹介している。
- (27) 山本前掲「倉敷代官所の郷宿」。
- (28) 原宏「石見銀山御料の大森町郷宿と郷宿田儀屋文書について」(『島根県文化財調査報告』第九集、一九七〇年)。
- (29) 坂本忠久「近世都市社会の「訴訟」と行政」(創文社、二〇〇七年)、一〇四、一〇五頁。
- (30) 岩城卓二「近世中後期の村社会と郷宿・用達・下宿」(敷田貫編『民衆運動史』第三巻所収、青木書店、一〇〇〇年)。その他に用達に言及した論文として、「大坂町奉行所と用達」(『日本史研究』三四九号、一九九一年)、「近世村落の展開と支配構造—『支配国』における用達を中心にして」(『日本史研究』、一九九二年)、「御用宿」(久留島浩編『近世の身分的周縁五 支配を支える人々』所収、吉川弘文館、二〇〇〇年)がある。これらの論文は後に、岩城卓二「近世機内・近国支配の構造」(柏書房、二〇〇六年)に収録される。また、その他用達・用聞に言及した主な論文として、岩城卓二「近世領主支配と村役人・郷宿・下級役人」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力—権威とヘゲモニー』所収、山川出版社、一九九六年)、村田路人「役の実現機構と夫頭・用聞の役割」(『日本史研究』三四九号、一九九一年)がある。
- (31) 岩城前掲『近世機内・近国支配の構造』、三四八頁。
- (32) 同前、三八六頁。村田路人「用聞の諸機能と近世的支配の特質」(『京都橘女子大学研究紀要』一七号、一九九〇年)も同様

の指摘をしている。

(33) ここに示したものその他にも、明治大正期の代言人の活動に焦点を当てたものとして川口由彦編著『明治大正町の法曹』・但馬豊岡弁護士馬袋鶴之助の日々』（法政大学現代法研究所、一二〇〇一年）がある。

(34) 吉田正志「明治初年のある代書・代言人の日記」（『服藤弘司先生傘寿記念 日本法制史論纂』所収、一二〇〇〇年）。さらに吉田正志「明治3～4年のある民事訴訟と公事宿」（『法史学研究会会報』一〇号、一二〇〇五年）では、武藏国の民事訴訟を題材に、公事宿の活動の内容を紹介している。同様に、明治初年の公事宿の活動を紹介したものとして、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会「明治初年のある公事師の貸金取立旅日記—上原和兵衛『陸奥紀行』（明治四年十月十四日～明治五年五月九日）の紹介ー」（『修道法学』二六巻二号、一二〇〇四年）がある。

(35) 吉田前掲「明治初年のある代書・代言人の日記」、四二六頁。

(36) 同前、四二七頁。

(37) 橋本誠一「郷宿・代人・代言人—日本弁護士史の再検討（1）ー」（『法政研究』八巻二号）、九〇頁。この論文は後に、橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』（法律文化社、二〇〇五年）に収録される。

(38) 同前、一〇九頁。

(39) 同前、一一〇頁。

(40) 本文で紹介する論文のほかにも、一揆における公事宿の関与を記したものとして、高橋前掲『郡上宝曆騒動の研究』がある。

(41) 青木美智男ほか編『一揆4 生活・文化・思想』（東京大学出版会、一九八一年）。一二〇一頁。

(42) 田中圭一『帳箱の中の江戸時代 下』（刀水書房、一九九一年）、二六七頁。

(43) 八鍬友広『近世民衆の教育と政治参加』（校倉書房、二〇〇一年）、一八六頁。他に八鍬友広「近世民衆の文字学習と主体形

成」（『歴史学研究』六六四号、一九九四年）、八鍬友広「近世的法秩序と目安往来物」（岩田浩太郎編『新しい近世史』第五卷

所収、新人物往来社、一九九六年)、がある。

(44) 八鍬前掲『近世民衆の教育と政治参加』、一八六頁。

(45) 同前、一八七頁。

(46) 同前、一八七頁。

(47) 八鍬友広「訴願する実力」(岩田浩太郎編『民衆運動史』第二巻所収、青木書店、一九九九年)、二〇九頁。他に八鍬友広「近世民衆の識字と政治参加」(『新潟大学教育人間科学部紀要 人文・社会科学編』三巻二号、一〇〇一年)がある。また、同様の視点を示唆するものとして、富善一敏「文書作成請負業者と村社会—近世飛騨地方における筆工を事例として—」(高木俊輔・渡辺浩一編『近世史料学研究—史料空間論への旅立ち』)所収、北海道大学図書刊行会、一〇〇〇年)がある。

(48) 八鍬前掲「訴願する実力」、二〇九頁。

(49) 同前、二二二、二二三頁。

(50) 同前、二三六頁。

(51) 八鍬前掲、「近世民衆の教育と政治参加」、二六一頁。

(52) 岐阜県『岐阜県史 通史編 近世上』(岐阜県、一九六八年)、五四三頁。

(53) 深井甚三『街道の日本史 二七 越中・能登と北陸街道』(吉川弘文館、一〇〇一年)、八〇頁。

(54) 川辺町史編さん室編『川辺町史 通史編』(川辺町、一九九六年)、一八七頁。

(55) 同前、一九三頁。

(56) 笠松町史編纂委員会『笠松町史』(笠松町、一九五六年)、一〇一～一〇三頁。

(57) 越中街道は飛驒国での呼称であり、越中国では飛騨街道と呼ばれていた。

(58) 深井前掲『街道の日本史 二七 越中・能登と北陸街道』、一〇一頁。

『神岡町史』史料編下巻（神岡町、一九七六年）、九三一頁。

前掲『岐阜県史 通史編 近世上』、二五二頁。

（60）高山市編『高山市史 上巻』（高山市、一九五二年）。本書は角竹喜登氏の研究に多くを負っている。

（61）高山市編『高山市史 中巻』（高山市、一九五二年）。

（62）高山市郷土館所蔵。

（63）日置弥三郎「近世における高山の宿屋について」『岐阜史学』二八号、一九六〇年）、二四頁。

（64）田中貢太郎編『飛騨国大野郡史 中巻』（升重書店、一九二五年）。

（65）高橋教雄『郡上宝曆騒動の研究』（名著出版、一〇〇五年）。

（66）富善前掲「文書作成請負業者と村社会—近世飛騨地方における筆工を事例として—」。同書には、富善氏の論文以外にも「高山町会所・戸長役場文書」などを用いて文書管理の観点から考察を加えた渡辺浩一「近世都市高山における「町方」文書の保管構造」、青木睦「高山町年寄文書の保管容器について」、高木俊輔「明治初期竹沢寛三郎氏は域の文書引継・保管問題」が収録されている。

（67）岐阜県教育委員会編『岐阜県教育史』（岐阜県教育委員会、一〇〇三年）。

（68）郡上郡地方改良協会『郡上郡史 正編』（郡上郡地方改良協会、一九二三年）。

（69）同前、四四七頁。

（70）八幡町編『郡上八幡町史 上巻』（八幡町、一九六〇年）、三四八頁。

## 第二章 法的知識・技術の担い手

### 第一節 法律専門職的職業

#### 第一款 郷宿

##### 第一項 高山の郷宿

本章では飛騨国およびその周辺地域における法的知識・技術の担い手について検討する。まず、飛騨国高山の法的知識・技術の担い手の中でも最も重要なと考えられる郷宿について述べる。高山に郷宿が設置されたのは、天明三年（一七八三）のことである。

###### 一 高山町郷宿共宿質多分ニ請取候趣に付宿質の儀定可仕旨、

此段高山町前々郷宿等申者無之処、亀五郎支配之節公事出入其外宿預け等為申付候為、当八ヶ年以前卯年新規に郷宿二軒申付、其頃凶作にて諸色高直に付、一日三度宛食事為致候事故錢百七拾二文宛取候処、當時にては朝夕二度賄料百拾二文、昼飯は參拾六文都合百四拾八文宛請取候由、然る処、飛州村數四百拾五ヶ村有之、小高村々多、一村限名主無之五ヶ村拾ヶ村組合名主一人宛相立置、日々役所諸願にも重に小前百姓共罷出、右は高山商人共方へ山稼其外村々產物交易等仕候に付、右出入の商人共方へ旅宿致、宿等不連百姓共計役所へ罷出候儀にて、郷宿へ着罷出候儀は都て無御座候、右故飯料の儀も定候儀無御座、一日百參拾文又は六拾四文位、中には懇意合にて其時々無

勘定にて賄候も多有之由、勿論前書二軒の郷宿近年仕癖悪敷、村々氣請も不宜趣承及候間、去冬郷村請取候以来、郷宿一向相用不申、公事出入村々迄、郷宿へは不申付、前書旅宿仕来候商人の内へ村々勝手に旅宿為仕取計候間、村々難儀の筋決して無御座候

右の文書<sup>(1)</sup>は寛政二年（一七九〇）に当時の高山郡代飯塚常之丞政長から飛州高山陣屋其外取締方として勘定所へ提出された書付の一部である。この史料に「当八ヶ年以前卯年新规に郷宿二軒申付」とあることから、天明三年（一七八三）に二軒の郷宿を設置したもの、懇意の商人宅へ郷宿に支払う料金よりも安い料金、懇意の間柄では無料で止宿することがわかる。この時に郷宿が廃止されたと日置弥三郎氏は述べているが、この史料には「去冬郷村請取候以来、郷宿一向相用不申、公事出入村々迄、郷宿へは不申付」とのみあることから、郷宿が村々で評判が悪く、寛政元年には郷宿を用いなくなつたことと考える方が正確である。郷宿は用いられなくなつたにもかかわらず、この時点では村々が難儀するような事態はないと述べられている。しかし、実際には郷宿の力なくして公事出入を行うのに支障が出てきたため文化二年（一八〇五）、郡代田口五郎左衛門喜古により十軒の郷宿が指定されることとなる。<sup>(3)</sup>

### 差上申一札之事

当陣屋元之儀、前々ハ郷宿有之候処、當時ニてハ定リ候郷宿無之、村々勝手次第止宿致候ニ付、第一御用并不宜差支之儀も間々有之、宿致候者も定リ候職分ニ無之候間、等閑ニいたし村方費も不厭様可相成、又ハ公事出入腰押等いたし候者も可有之候哉、旁以不取締ニ思召候ニ付、此度且々名主御呼出、郷宿可相勤人柄相撰可申上旨被

仰渡候ニ付、右惣代評議仕申上候由を以、今般私共被召出已來、當御支配所飛州村々郷宿之儀、私シ共へ被仰付候間、御法度筋皆相守都て郡中不益之儀并村方のものへ対し、我誰非分之義無之様平日心得、諸事正路潔白ニ相勤可申旨被仰渡候

一御用ニ付罷出候者とも飯料之儀ハ、是迄之仕来りを以一同申合、相当ニ請取之余分之入用決て請取申間敷候、尤在々のものとも御用相済次第早速出立為致無益之滯留不相嵩様可仕旨被仰渡候

一公事訴訟其外諸願ニ罷出候もの無筋之願ニ候ハハ、利害申聞差留、無拠儀ニ候ハハ私共も差添、御役所へ罷出願書為差出、御吟味度々ニも付添罷出可申候尤公事出入腰押又ハ取極ケ間敷義決て仕間敷、万一右躰之儀被及御聞候ハハ、急度可被及御沙汰旨被仰渡候

一前々被仰出候博奕之義は勿論碁・将棋之義、聊之事たりとも都て賭之諸勝負弥かたく相守可旨被仰渡候

一村々御呼出御書付并御触流し御廻状等差懸義ハ可成丈最寄幸便を以相達、其外諸事村之為宜敷様可取計旨被仰渡候

一村々公事出入諸願事ニ付罷出候もの共、御長屋内へ決て為立入申間敷候、且御手附・御手代・地役人中ハ不申及、惣て御陣屋内へ手入賄賂ケ間敷儀決て為仕間敷候、万一右躰之義被及御聞候ハハ急度可被仰付旨被仰渡候

一右之外取締之義、此度召出之名主共へ申談区区ニ不相成様御差図取斗、其外銘々引請之村名訛書は、取調可差出旨被仰渡候

右被仰渡候趣一同承知奉畏候、万一小辱之取斗らいも仕候ハハ何分御科ニも可被仰付候、依之御請証文差上申候仍如件

文化二丑二月十五日

此度御陣屋元郷宿之儀、町年寄並惣代名主共御召出被仰渡候ニ付、是迄相対宿致來り候者之中、十軒取極奉申上候  
處御糺之上右宿々御召出郷宿被仰付、則御請証文御ヶ条之趣無違背相守可申上候  
一御法度之儀ハ不及申、都て賭之諸勝負決て為致間數候、若在々より罷出候者心得違ニテ大酒店いたし無益之金錢  
を費し、或ハ喧嘩口論等いたし不埒之族も有之候ハハ、宿々より心を付万端心得違之儀無之様可取斗候、右之段

川原町上木屋	清右衛門	壹之町かか屋
同町かめや	次郎七	三ノ町千虎屋
向町中村屋	四郎八	源 七
同町玉屋	平瀬	同 岩屋
伊兵衛	傳兵衛	佐 助
二ノ町中山屋	惣兵衛	長左衛門
嘉右衛門	同 住山屋	同 住山屋
	惣兵衛	惣兵衛

不用候節ハ其始末町年寄並惣代名主共へ被及相談に候様いたし度候

一公事出入ニ罷出候者有之候ハハ、其始末能々聞糺、可成丈内済ニ取結候様心添可申候、若愚昧之者有之宿之異見  
をも不相用候節ハ、町年寄并惣代名主共之中最寄之方へ其段被及相談候様致度候

一當時宿方雜用之儀、左之通上旅籠銀壹匁八分、中壹匁六分、下壹匁三分

右之通町年寄并惣代名主共示談之上、前ヶ条之通相定宿々為心得決置申候様取究ニ付、連印を以奉申上候以上、

文化二丑年二月十六日 在々惣代名主 名前

町年寄 名前

高山御役所

右之趣今度御自分方より逐一承知致候、則委細小前之者共へ得と申聞、已來区区ニ不相成様可致候、依之村々名主・  
組頭・百姓代連印いたし候 以上

文化二丑年二月晦日

古川町方村名主茂右衛門組

惣百姓代

古河町方 甚右衛門印

(以下二十三ヶ村惣代連署略)

角川村

三人無印

羽根村 押紙

## 小無雁 同断

この史料からは、「前々ハ郷宿有之候処、當時ニテハ定リ候郷宿無之、村々勝手次第止宿致候」とあるように郷宿が用いられなくなつた後も、同様の機能を果たしている者が存在していたことがわかる。しかし、「御用并不宜差支之儀も間々有之」とある通り、郷宿がないために役所の御用を果たす上での支障が出てきた。さらには、「公事出入腰押等いたし候者も可有之候哉」と公事出入の腰押を行う者も出てきた。これらの弊害を防止することが郷宿が再び指定された理由である。また、「公事訴訟其外諸願ニ罷出候もの無筋之願ニ候ハハ、利害申聞差留」とあることから、訴訟数の増加を防ぐ目的があつたと考えられ、これも郷宿が必要とされた理由の一つと言えよう。これらのことから、寛政二年の時点では「村々難儀の筋決して無御座候」といわれているが、郷宿の役割が不必要であつたというわけではなく、一時的に郷宿を用いなくつたにすぎないということができる。郷宿の役割としては、公事出入の際の差添、御役所への願書差出、触などの伝達、内済の扱などが命ぜられている。郷宿は株仲間を形成しており、例えば天保二年（一八四一）に「三之町村千虎屋源七より同村角竹屋市助へ郷宿株式譲渡一件に付、双方召連罷出候処、願之通御聞済、以來誠實に相勤候様被仰渡候事」<sup>(4)</sup>とあるように、その株式の譲渡も行われていた。郷宿業の交代はしばしば見られ、この文化二年の段階で郷宿になった家の内、弘化二年（一八四五）まで郷宿業を続けたのは玉屋、亀屋、上木屋、住山屋の四軒のみである（表1）。

このようにさまざまな役目を果たすことを求められた十軒の郷宿であるが、公事の腰押を行なつたり、村方から高山御役所に出てきた者がいる際も差添の案内をしないなどの不都合が起つた。また、村々でも再び筆工や懇意にしている家に止宿する事態も見られたため、御用を勤めかねる者や心得違いをしている者が排除され、天保九年

(一八二八) 玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、上木屋清右衛門、岩山屋伝兵衛、千歳屋源七、住山屋長左衛門、かが屋佐助、都竹屋長四良の八軒の宿が改めて郷宿を命ぜられることとなつた。<sup>(5)</sup>しかし、郷宿が多額の金銭を要求することはあつたようでしばしば禁令も出されているが、容易には改まらなかつたようである。<sup>(6)</sup>

論 説

表一 江戸時代中後期における高山の郷宿<sup>(7)</sup>

年	郷宿名
天明三年（一七八三）	二軒（屋号不明）
文化二年（一八〇五）	玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、上木屋清右衛門、住山屋長左衛門、加賀屋佐助、千虎屋源七、岩屋傳兵衛、中村屋四郎八、平瀬惣兵衛、中山屋嘉右衛門
文化四年（一八一七）	玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、上木屋清右衛門、谷屋次三郎
文政元年（一八一八）	玉屋伊兵衛、千虎屋源七
文政二年（一八一九）	玉屋吉助、亀屋次郎七、（都竹屋）長四郎
文政七年（一八二四）	玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、都竹屋長四郎
天保四年（一八三三）	川上利右衛門から向町次右衛門に譲り渡される・上木屋六右衛門から向町次右衛門に譲り渡される
天保九年（一八三八）	玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、上木屋清右衛門、岩山屋伝兵衛、千歳屋源七、住山屋長左衛門、かが屋佐助、都竹屋長四良
天保十二年（一八四一）	千虎屋源七から角竹屋市助に譲り渡される
天保十三年（一八四二）	玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、都竹屋太郎兵衛、角竹屋市助
弘化二年（一八四五）	玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、都竹屋太郎兵衛、上木屋清右衛門、竹野屋忠右衛門、角竹屋市助、住山屋長左衛門、長瀬屋次右衛門
弘化四年（一八四七）	玉屋伊兵衛、都竹屋太郎兵衛
嘉永元年（一八四八）	玉屋伊兵衛
嘉永六年（一八五三）	玉屋伊兵衛、亀屋次郎七、上木屋清右衛門、住山屋長左衛門、角竹屋市助、都竹屋太郎兵衛、竹野屋忠右衛門
慶応四年（一八六八）	都竹屋金助

## 第二項 飛驒国周辺地域の郷宿

飛驒国周辺地域では、高山以外にも郷宿の存在が確認されている。美濃郡代の支配所として寛文二年（一六六二）に設置された笠松陣屋においても郷宿は設置されていた。天保改革の一環として、天保一四年（一八四三）儉約のために出された定に郷宿の存在が見て取れる。この定は、「郷宿八軒江、軒別に」張り出されていた<sup>(9)</sup>。

定

今般御料所一般御改革被仰渡候ニ付、銘々慎方之儀被心得自今以後堅く相守、質素儉約專ニ可被致候依之以来左之

通、

一御公儀様より前々被仰渡候御法度筋之儀、弥堅相守可申事、

一御用ニ付、郷中村役人郷宿止宿之砌、酒一切給申間敷事、

一他御支配御多領之者止宿之砌も、酒之儀者、当御支配所村々同様ニ、取斗可申事、

一公事出入等ニ而止宿之村方者、精々世話いたし、可成丈早速相済候様ニ取斗、若無拠長逗留いたし候義有之候共、是亦前同様相慎可申事、

附り、済口之砌、和合之ため、祝盃いたし候とも、豆腐香之物限り、其余奢々間敷義、決而致間敷事、

一郷宿飯料之儀者、是迄仕来之通、一飯銀七分宛ニ而、相賄可申事、

右者御改革ニ付、御趣意之趣、以來急度相守可申候、猶取締役之もの時々見廻候間、万一千等閑ニ被相心得候ニおるてハ、其段直様御届申上候間、其旨被相心得可被申候、以上

卯八月

村役人

笠松の郷宿がいつ頃から設置されていたのかについては明らかではないが、『笠松町史』には、少なくとも天保一四年（一八四三）頃には既に笠松に郷宿が設置されていたとある。<sup>⑩</sup>しかし、天保一四年に出された定には「是迄仕来之通」とあることから、この時点で仕来りができる程度には郷宿が存在していたといえよう。また、『司児町史』に収録されている寛政七年（一七九七）の「今切村方出入済口証文」<sup>⑪</sup>には、内済の取曇人として「羽栗郡笠松村郷宿」として善右衛門と礼右衛門の二名が記載されていることから、少なくとも寛政七年には笠松に郷宿が存在していたことが確認できる。

笠松の郷宿は、内済の扱、宿預、陣屋からの情報の村々へ提供、陣屋の案内役などの役目を果たしていた。<sup>⑫</sup>また、彼らも高山の郷宿同様、紛争時に内済の扱人を勤めている。<sup>⑬</sup>

## 差出申一札之事

今般□右衛門一類之者、上下着用仕度段村方え願入候処、彼是入組候ニ付組合惣代本郷村庄屋長平・郷宿専次・彦右衛門立入取暖之趣意として、□右衛門一類之者より、扇子料金六両外金壱両御酒料差出村方請取之納得熟談仕候、然ル上は以來□右衛門一類家作瓦葺普請ハ勿論、祝儀・不祝儀共ニ上下着用ニ、村方より差障申間敷候、依て為後証一札差出申処如件

天保五年四月

徳野村 庄屋 三左衛門印  
百姓惣代 勘兵衛印

前願之通、私共立入取曖、双方納得熟談相整、後日ニ違變為無之奥印致置候、以上

□ □ □ □ □ □ 右衛門

（他五名）

武助印  
伊兵衛印  
嘉六印  
文藏印  
惣右衛門印

本郷村取曖人 長平印  
郷宿 同 専次印  
郷宿 同 彦右衛門印

右の史料は、辯の着用・家作を巡る家格争いにおける内済証文である。このような村内での事例においても、解決には郷宿が必要とされており、そのことは、双方が合意に至るための結論を導き出す法的な能力を有していたこ

とが理由であるとも考えられるのではないか。

飛驒国に隣接する越中國富山でも郷宿の存在は確認でき、米問屋を営み、天保四年（一八三三）には富山藩御郡札引換所にも任命されるほどの商人であった古川屋吉兵衛が郷宿を勤めていることがわかつて<sup>(14)</sup>いる。彼は後述する神岡の商家北沢家との交流の中で、北沢家の手代に対する助言や補助を行っている。また、しばしば北沢家の代人として紛争解決に関与し、その富山における人的な影響力と法的知識・技術を用いて、紛争の予防や解決に寄与した。

## 第二款 筆工

### 第一項 高山の筆工

筆工とは、「元禄期の領主金森氏の転封と幕領への支配替に伴い、金森支配時の高山町人がその文書作成能力を利用して就任した職業の一つ」<sup>(15)</sup>であり、村方文書を代官所の指令を受けて作成する者たちであった。筆工を生業としていた者たちは、宗門改帳や諸願書などの作成を主に行なったが、それだけにはとどまらず、郷宿同様に内済の仲介役となる者も現れた。<sup>(16)</sup>また、押上屋のように神岡の和佐保銅山の採掘の際、借金の保証人となることもあり、町人間でも大きな影響を持つていたことが見て取れる。押上屋は高山で郡中会所を勤める家柄であった。

一飛州御年貢金江戸表え差出候節、才領取極、其外郡中相談之事等之節、村役人共銘々郷宿ニ罷在候ては、日数も相掛、便利不宜ニ付、高山三之町村之内、向町押上屋六兵衛と申者相願、郡中会所ニいたし度旨、芝與市右衛門

殿支配中、文政四巳年郡中惣代を以、呼出承届置候旨申送り有之、藤之進支配中も六兵衛引続会所相勤候

本史料は、弘化二年（一八四五）に飛驒郡代豊田藤之進友直から後任の小野朝右衛門高福に渡した郡代政務の引継書である。郡中会所は「其外郡中相談之事等之節、村役人共銘々郷宿ニ罷在候ては、日数も相掛、便利不宜」とあるように、郡中での相談を行う場所として設置され、押上屋の一室がそれに当たられた。<sup>19)</sup>筆工を勤めていた押上屋六兵衛がその役目を勤め、公文書の代書の相談にも乗るなど、郡中会所での職務は法的知識・技術を必要とされるものであったと考えられよう。

## 第二項 郡上八幡の筆工・書役

郡上藩の所領である美濃国八幡町において、筆工という文言が史料中に初めて現れるのは、「書役懸留記」の中に収録されている文化九年（一八一二）の史料においてである。この中で「其方共御領分筆耕職之儀ニ付明和元年仲ヶ間之者共より願出」とあり、後述の明和元年の史料には「是适風聞候処書料も高直ニ仕候」とあることから、遅くとも明和元年には筆工業が成立していたといつてよいであろう。また史料中には「筆工」「書役」という二つの表現を見ることができるが、この違いは町名主の「御用向」は筆工という職業として行い、郡上藩の「表御用向」は書役という役職として勤める点から生まれている。書役を勤めるものの中には有力町人も含まれ、「書役懸留記」からは書役の活動を詳しく知ることができる。<sup>20)</sup>

一  
其方共今度領分之書役之義ニ付願書差出候願之趣聞届今度改テ左之通申付候

一以後書役都合六人与相定候右之外相願い候共増減ハ不申付候、若六人内病人死失等有之候時分ハ残り五人之者共より可願出相談之上可申付候

一仲ヶ間六人江引受候村方之義平等ニ仕候外之分□者別紙之通申付候

一是迄風聞候處書料も高直ニ仕候由其外内々之事共百姓方江無心申懸候ものも有之由粗風聞候、ケ様之類人ハ急度相嗜可申候以來相背候者有之候ハ、無用捨隨輕重可申付候

一御用向諸帳相認候節兼々心安もの又ハ中惡敷者ニ而も堅其依佔問敷候

一此以後ハ仲ヶ間ニ而二人宛四ツ時より八ツ時迄宗門会所江可相詰其節御家人江慮外仕間敷候  
右之通可相心得候以上

明和元申三月

右の明和元年（一七六四）の覚によると、「以後書役都合六人与相定候右之外相願い候共増減ハ不申付候」とあることから、書役は六名のみに限定されたことがわかる。また、「若六人内病人死失等有之候時分ハ残り五人之者共より可願出相談之上可申付候」とあることから、何らかの原因で書役がいなくなつた場合には残りの者の合議の上、任命されることが分かる。担当する村については、村割によつて定められるが、これに関しては金銭による担当村の譲り渡し<sup>(1)</sup>もみられる。

譲り申候一札

一御割受村之内小川村諸認之義私方當時手間無シニ而甚手支申候ニ付此度貴殿江御頼申相譲り申候、然ル上ハ諸認物村方差支不申候様御頼申上書料之儀ハ村方相対ニ可被下候、右譲り金武両三歩慥ニ受取申候、尤此以後手間等出来仕候而譲り戻シ之義相頼申候節、壱ヶ年茂諸認等相済不申候以前ハ金壱両ニ付壱ヶ月ニ銀式勿五分宛之礼銀可申候、數年御認被成候上、元金ニ而御戻シ可被下候、為後日之証文仍如件

天保十亥年九月

譲り主赤谷村書役

半三郎

仲ヶ間受人書役

橋本町 延右衛門印

新町仲ヶ間

市平殿

この譲り渡しには、元金にいくらかの礼金をつけて支払えば譲り戻せるといった取り決めもなされており、担当村の変更は比較的融通がきいたようである。

## 第二節 その他の法的知識・技術の扱い手

第一款 商家の手代

以上述べてきた法律専門職的職業以外の法的知識・技術の担い手として商家の手代が挙げられる。商家で雇われている手代のうちには、主に訴訟関係の仕事を行う者も存在した。そのような手代を置いた商家の一つに神岡の北沢家がある。

北沢家は飛騨国上高原郷蔵庄村の出身で、元禄以前に飛騨国吉城郡舟津町村に移り住み酒造株を譲り受ける一方、近隣の住民へ田畠耕地を担保に金融業を行い、鉱山開発で財産をなした商人である。<sup>②</sup> 舟津町村は、高山との交流が盛んであった一方で、越中街道（飛騨街道）を通じて高山との取引も数多く行っていた。その規模は大きく、富山藩への大名貸を行う程であったため、取引や借財に伴って発生する紛争を解決するために、手代に紛争処理を行わせることがあった。

#### 乍恐書付を以奉願上候

私義、先年御才覚被仰付誠以不融通之中、色々之取組等仕候而金四千九百九拾七両二分と永一拾貫文調達仕差上置候、然ル處其後右金子二拾ヶ年賦ニ被仰渡壱ヶ年ニ金五百三拾両宛御下ヶ方相極、右五百三拾両三ヶ年御下ヶ方ニ相成、其後御下ヶ方茂無御座候所、當時加金之者ニおいても難渋ニ落人候向も御座候、將私義近年種々損毛ニ御座候而心苦罷在候中ニ右金子御下ヶ方無御座尚以迷惑至極仕候、依而右上納仕置候金子之内三千両追々御下ヶ方被成下候得ば、三千両之内を以五百両當為御礼金差上申度候、残り二千五百両を以御當地御薪・木呂年々御伐出相成候銀元仕度奉存候、左候ば萬事御納戸方江相隨、是迄之通御手川の振合を以、当冬川より直ニ引請、全枹方永く相続仕候様ニ仕度奉存候、右願之通被仰付被下候得ば、年々御台所木五拾間宛上納仕候、且利潤御座候年柄は、利潤之内三ヶ壱御勘定所、三ヶ壱御納戸方江上納仕度、残り三ヶ壱は私共被下置候得ば、枹方後用金ニ仕置候而損毛

相立候節は、右金子を以引足少も御難題ケ間敷義は御願申上不奉候、何卒宜御賢察被成下、右之通被為仰付被下候様仕度、此段奉願上候、以上

飛州舟津町村

北沢七左エ門代

永助印

午六月

右の史料は、北沢家が寛政九年（一七九七）に富山藩へ金四千九百九拾七両二分および錢二拾貫文を融通したが、なかなか返済されなかつたため、返済を歎願した時のものである。この願書を作成したのが北沢家の手代守田（盛田）永助（栄助）である。本事例においては、富山藩は毎年五三〇両ずつ返済をなすとという約定が果たされないため、永助は代替案を提案していることが分かる。すなわち、未返済分のうち三千両に関しては、五百両を御礼金として差し出し、残りの二千五百両を以て木材の伐りだしの際に銀元となり、そこから上がる利益を引き当てようとする案である。本来、大名貸における返済は「大名に金銀を融通して一定の利息を取り、さらに秋の収穫のあと、蔵米の売上代金をもって相殺」することでなされるはずなのであるが、返済は滞りがちであった。また、訴訟を起こしたとしても主張が全面的に通る見込みも無かつた。というのも、すでに安永九年（一七八〇）に北沢家と並ぶ舟津町村の豪商庵屋（牛丸）七兵衛らが江戸の評定所へ出訴していたのである。七兵衛たちは江戸馬喰町の江戸宿山形屋庄兵衛方に止宿し出訴するも、富山藩勘定方重役の説得に応じ、残金を二十五ヶ年賦で返済することを承諾することとなつた。<sup>③</sup>この顛末は同じ舟津町村に居を構え、しばしば共同で商売を行う北沢家にも伝わっており、上記のような提案がなされたと考えられる。

## 第二款 町村役人などの有力百姓・町人

商家の手代以外にも法律専門職的職業には就いていないが、法的知識や法的技術を持つ者も存在した。特に町村役人は、役所へ提出する文書や訴状の作成などを行い、公事出入の際には差添人となつた。

高山においても、郷宿によって出された請状の中に、「愚昧之者有之宿之異見をも不相用候節ハ、町年寄并惣代名主共之中最寄之方へ其段被及相談候様」とある様に町村役人の役割は小さいものではなかつた。また、壱之町村、武之町村、三之町村を統括する町会所が設置され、法令伝達や陣屋役人の接待のみならず、内済のための説得などを行つている。<sup>⑤</sup>

また、町村役人が一揆や集団訴願<sup>⑥</sup>の際には重要な役割を果たすことがあり、その過程で訴状を作成する必要があつた。例えば、飛驒国で起こった大原騒動のうち、安永二年（一七七三）に始まる安永騒動では名主坊方村伝次郎・町方村伊兵衛らは村々を代表して江戸へ訴えに赴き、処刑されている。<sup>⑦</sup>

紛争解決の際に公事宿・公事師の役割は大きかつたが、村役人たちも何もしなかつたわけではない。例えば、郡上藩で起こった宝曆騒動の際には二間手村孫右衛門らが江戸神田内橋本町の公事宿秩父屋において訴訟活動の指揮のため、文書を書き写している。<sup>⑧</sup>また、この一連の紛争の中で公事師的な存在として活動した医師島村良仙は、公事宿を秩父屋に変更することを決め、要求を精選し、駕籠訴や金森氏親族への訴願を行うなどの戦術を練っている。<sup>⑨</sup>これらの活動を通して村役人は訴願活動のために必要な手続や書式の作成方法など多くの法的知識・技術を学んでいく。

一般の公事出入・嘆願においても有力町人の果たした役割は大きい。<sup>⑩</sup>

乍恐以書付御訴訟奉申上候

大原亀五郎御代官所

飛州大野郡高山武之町村

百姓

忠次郎

長兵衛

右両人代兼

七左衛門

訴訟人

米不相渡ラ切手を壳渡

代銀相返シ不申

出入

松平加賀守様御領分

加州金沢袋町

米仲買人

相手 油屋

同所伝馬町 半左衛門

米仲買人 茂川屋

同断

半 六

## 此代銀五百拾一貫百二拾匁

同所新町

米仲買人 緹屋

同断 源助

右訴訟人忠次郎長兵衛両人代兼七左衛門申上候、私共儀去ル卯年金沢表津添切手米八百五拾石右仲買人三人之もの共より買請諸事仕候処、米相渡リ不申候ニ付代銀相返シ候様掛合候得共、相返シ不申無拠御訴訟奉申上候、元来右切手米私共買請候趣意者、加州御領分相木村拾兵衛与申ものより津添切手米八百五拾石差引之形ニ請取之所持罷在候処、半左衛門等相勧メ候者、右同様之切手米他国出勝手之筋ニ可有候間買添可然旨相勧メ候ニ付、他借合等を以猶又八百五拾石買請都合千七百石切手米所持仕候処、去ル卯年者飛驒国凶作ニ付御救持夫食与右切手千七百石高山御役所御用ニ無之旨辰四月被仰渡、私共儀無拠金沢表江罷出町宿を以辰年中相願申候得共相済不申候ニ付、巳四月高山表ニ而出訴仕度旨御願申上候処、相木村拾兵衛油屋半左衛門等より済口可申談、尤詮儀中ニ付追而可及沙汰ニ旨御算用場より申參候間相待候様御理解被仰聞候ニ付、無拠差扣罷在候処、七月中迄御沙汰無之故巳八月高山御役所江御添翰御願申上金沢表江罷出拾兵衛半左衛門等より右代銀相返候様御算用場江願書差出候処、仲買半左衛門外二人より買請候八百五拾石之儀者願書引訣金沢町会所江相願候様御差図ニ付、私共申上候者辰年中町会所江段々御願申上候得共御聞落無御座、其上先達而相木村拾兵衛油屋半左衛門外二人より済口可申渡旨御算用場より高山表江被仰越候儀ニ御座候得者、願書引訣候儀難仕旨申上候処引訣させ候逆済方差別致候儀二者無之町人相手之願書故筋合相欠ケ候迄ニ而摶取之為メニ候旨被仰聞候ニ付、以御差図願書引訣相願候処、拾兵衛より者願之通代銀相返候様仰渡相済申候得共、町御会所江相願候より者相済不申巳冬段々相願申候処、十一月下旬ニ相成御聞済無御座候旨仰

聞同様之切手米一口を相済一口を相済不申、金沢表御算用場ニおいて吟味抄取之由ニ而願書引訳させ一事両用之御取捌何至難心得儀ニ奉存候、依之去午四月中出府御訴訟仕度段高山表江御掛合御座候處、御算用場御役人方より出訴之儀見合候様被成度段被仰越候由ニ而御差押被遊無拠相待罷在候得共、御沙汰無御座候ニ付、猶又去十一月出府御訴訟之儀御願申上候處、金沢表より去冬被仰越者洛方申付相手之もの共為相向申段申來、漸当四月六月兩度相手之もの共罷越候得共代銀早速可相返躰ニ茂不申來埒明不申候、四年來右躰不埒之掛合ニ申迄ニ而私共儀者長々家業茂打捨リ、去ル辰年類焼仕難儀之上他借合二者利足相嵩彼是數年之難渋差障候身上必至与潰ニ及十方ニ暮罷在候、乍恐御慈悲を以右三人之もの共被召出御吟味之上卯秋中相渡置代銀早速相返候様被為仰付被下置候様奉願上候、猶又訴外之儀者乍恐口上可奉申上候以上

天保七末年八月  
御奉行所様

大原亀五郎御代官所  
飛州大野郡高山武之町村  
百姓  
忠次郎  
長兵衛  
右両人代兼  
訴訟人  
七左衛門

これは天明七年（一七八七）、飛騨国大野郡高山二之町の百姓忠次郎・長兵衛が金沢の米仲買人三人を相手取つて訴えた訴状である。事件は高山の百姓たちが売った米の代金をいつまでたっても仲買人が支払わないために、その支払を請求するものであり、代人の七左衛門が訴状作成および内済の掛け合いを行なった。この七左衛門とは、高山式之町村の大坂屋七左衛門のことである。大坂屋は高山祭の山車を保持するほどの大商人であつた。飛騨国大野郡高山二之町は幕府の御料であったため、訴訟人は当初は高山御役所に訴え出していたが、高山役所の職務ではないと退けられたため、金沢の町会所に内済を持ちかけた。しかし、何度内済の交渉をしても何の沙汰も無いので訴訟人は江戸に出府すると主張して内済を進めようとした。当時江戸へ出て訴訟をすると莫大な費用と時間がかかり、その負担を考えれば内済に応じたほうがまだ負担を軽減できると思わせるための作戦である。この時は金沢藩の御算用所が間に入つて内済を進めようとするのであるが、相手方は返済の期限を延期して欲しいと言うばかりなので、再び同様の主張をすることとなる。その結果、江戸へ訴え出る旨を高山御役所に申し出たところ、「高山表ニ而御願申上候處御役所より右之趣金沢表江御掛合御座候」とあるように高山御役所は金沢藩の御算用所に掛け合っている。訴訟の結果がどのようになったのかは残念ながらわからないが、出府するとの申し出は役人をも動かすほど大きな効果を生んだことは見て取ることができる。

## 注

- (1) 田中貢太郎編『飛騨国大野郡史 中巻』（升重書店、一九二五年）、六八一～六八二頁。
- (2) 日置弥三郎「近世における高山の宿屋について」『岐阜史学』第二八号、一九六〇年、二四頁。この十軒に、天明三年から設置されていた二軒の郷宿が含まれているかは不明であるが、寛政元年の段階で「郷宿一向相用不申、公事出入村々迄、郷

宿へは不申付」という状態になつており、十軒の郷宿は「是迄相対宿致來り候者之中」から選ばれたとあることから、含まれていなかつたと考えてもよいのではないだろうか。

(3) 河合村編『河合村誌 史料編下巻』（河合村、一九八三年）、七二一～七四頁。

(4) 高山市編『高山市史 上巻』（高山市、一九八一年）、七六九頁。また、『高山市史 上巻』、七六八頁には、天保四年（一八三三）に川上利右衛門が組頭役と兼ねていたため、郷宿を向町次右衛門に譲り渡すという記載もある。

(5) 日置前掲「近世における高山の宿屋について」、二四頁。

(6) 同前、二四頁。

(7) この表は、『高山市史 上巻』、『岐阜県史 史料編近世七』、日置弥三郎「近世における高山の宿屋について」、『丹生川村史料編二』（丹生川村、一九九七年）、田口慶昭「加子母・御厩野山論一件高山御役所へ－天保四年の田口家古文書－」（『飛騨春秋』四〇六号、一九九四年）町年寄日記研究会編『町年寄日記 卷一～四』（町年寄日記研究会、一九八九～一九九三年）から作成した。

笠松町史編纂委員会『笠松町史』（笠松町、一九五六年）、四二二頁。

(8) 同前、四二二頁。

(9) 可児町編『可児町史 史料編』（可児町、一九七八年）、六六五～六六七頁。

(10) 前掲『笠松町史』、四一九～四二一頁。

(11) 前掲『可児町史 史料編』、六七五～六七六頁。

(12) 彼は、しばしば富山藩に提出する願書に「宿吉兵衛」という記載を残している。

(13) 富善一敏「文書作成請負業者と村社会—近世飛騨地方における筆工を事例として—」（高木俊輔・渡辺浩一編『近世史料学

研究—史料空間論への旅立ち—』所収、北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年)、四二八頁。

(16) 同前、四二六頁。高山の筆工が関与した争論について、表が作成されている。

(17) 神岡町編『神岡町史 史料編下巻』(神岡町、一九七六年)、一一三一頁。

(18) 岐阜県編『岐阜県史 資料編 近世二』(岐阜県、一九六六年)、八二七頁。

(19) 岐阜県編『岐阜県史 通史編 近世上』(岐阜県、一九六八年)、一〇一三頁。

(20) 同前、一〇一三頁。

(21) 郡上八幡にて文書を作成する職業に就く者に関するして、はじめて言及したのは、『郡上郡史 正編』(郡上郡地方改良協会、一九二二年)であると思われる。『郡上郡史 正編』四四七頁では、代書を業とする「かき屋」が四人存在し、このかき屋は、「書き屋」の義であるとする。このかき屋と後の筆工との関連については、必ずしも明らかではない。しかし、『郡上郡史 正編』には、幕末のかき屋は橋本町かき屋延右衛門、紙屋五平次、角屋藤助であると記述され、明和元年から書役・筆工に関する史料が収録されている「書役懸留記」(『郡上八幡町史 史料編 地方史料(上)』、八幡町、一九八八年、四九九頁～五二〇頁)でも彼ら四名の名を確認できることから、筆工と書き屋には連続性があるのではないかと考えられる。また、寛文年間(一六六一～七三)作成といわれる「郡上八幡町絵図」(『岐阜県史 史料編 近世四 付録』(岐阜県、一九六八年))には「カギ屋延右衛門」の記載がある。これと『郡上八幡町史 上巻』に収録されている「寛文年間城下町絵図」と照らし合わせてみると、「カギ屋延右衛門」の住んでいた場所は直井延右衛門の住んでいた場所に該当する。さらに、「書役懸留記」の作者である直井重宥の直井家は、延右衛門の名を用いており、屋号が書屋であることからこれを史料中の「カギ屋延右衛門」と考えてよいと思われる。それのことから、かき屋は筆工の前身であると考えられ、少なくとも寛文年間には八幡町に文書作成を職業とする者が存在していたと思われる。

(22) 岐阜県教育委員会編『岐阜県教育史』(岐阜県教育委員会、二〇〇三年)、三一三頁。それによると、「是まで町筆工はすべ

て名主の御用向のみの処、右表御用向町筆工にて仕り候時は、町筆工が本書役に相成り申すべく候」とある。

(23) 例えば、書役の中の一人、かし（かじ）屋藤助は享和二年（一八〇二）まで、酒造株を有していた。

(24) 例えば直井家は、少なくともこの書役懸留記の記述が始まる明和元年（一七六四）から少なくとも明治四年（一八七一）までは書役を努めていることがわかつてゐる。

(25) 同前、五〇〇頁。

(26) 前掲『郡上八幡町史 史料編地方史料（上）』、五〇二頁には、橋本町延右衛門の病死に際して、書役仲間が條助を相続人として願い出でいる願書が収録されている。

(27) 同前、六一〇～六一一頁。

(28) 前掲『神岡町史 史料編下巻』、九八三頁。

(29) 同前、九八一頁。

(30) 同前、九九八頁。

(31) 同前、九八二～九八三頁。

(32) 同前、九八七頁。

(33) 同前、九八六頁。

(34) 渡辺浩一「近世都市高山における「町方」文書の保管構造」（高木俊輔・渡辺浩一編『近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』所収、北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年）、二〇一頁。

(35) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇一年）三四頁。

(36) 前掲『岐阜県史 通史編 近世上』、一二七一頁。

(37) 高橋教雄『郡上宝曆騒動の研究』（名著出版、二〇〇五年）、三四六頁。

(38) 同前、三四七頁。

(39) 高山市郷土館所蔵「角竹郷土資料文庫」請求番号二一二五一一六「乍恐以書付御訴訟奉申上候」。その他にも、久留島前掲『近世幕領の行政と組合村』、七十五頁にも一例を見る事ができる。嘆願書の中で郡中惣代たちは「仮御沙汰無之候ハ、、村々如何様之騒立ニもおよひ、私共迄御察當奉請も奉恐入候儀ニ御座候」と書き記している。この文章は村々にて騒動が起ることもありうる、と代官たちに示唆しながら、歎願が取り上げられるための工夫を行っているという事ができよう。